- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	6,643	24	野生ウド(5)、野生クサソテツ(コゴミ)(1)、野生サクラシメジ(1)、野生ゼンマイ(2)、野生タケノコ(1)、野生タラノメ(1)、野生 チチタケ(1)、野生フキ(1)、野生フキノトウ(5)、野生ホウキタケ(1)、野生ワラビ(3)、野生ネマガリタケ(2)	
	 畜産物	9.004			
福島県	水産物	5,547	59	アイナメ(1)、アユ(1)、イシガレイ(4)、イワナ(8)、ウグイ(1)、ウスメバル(1)、クロダイ(1)、コイ(1)、コモンカスベ(9)、シロメバル(9)、スズキ(3)、ババガレイ(4)、ヒメマス(1)、マコガレイ(3)、ヤマメ(12)	
	牛乳·乳児用食品	230			
	野生鳥獣肉	115	55	イノシシ肉(33)、ツキノワグマ肉(22)	
	飲料水	9			
	その他	1,074	8		あんぽ柿(3)、大豆粕(1)、干し柿(4)
	小計	22,622	146	138	8
	農産物	2,962	16	タケノコ(4)、野生クサソテツ(3)、野生コウタケ(1)、野生コシア ブラ(3)、 <u>野生サクラシメジ(1)</u> 、野生タラノメ(3)、野生ウラベニ ホテイシメジ(1)	
	畜産物	13,792	—		
宮城県	水産物	1,694	5	イワナ(3)、クロダイ(1)、スズキ(1)	
	牛乳·乳児用食品	139			
	野生鳥獣肉	72	18	イノシシ肉(7)、ツキノワグマ肉(6)、ニホンジカ肉(5)	
	その他	32			
	小計	18,691	39	39	
	農産物	1,213	3		原木シイタケ(3)
	畜産物	11,503			
	水産物	1,603			
茨城県	牛乳·乳児用食品	35			
	飲料水	8			
	その他	39	_		
	小計	14,401	3	0	3
	農産物	2,317	9	<u>野生コシアブラ(1)</u> 、野生コシアブラ(2)、野生ゼンマイ(1)、 <u>野生タラノメ(1)</u> 、野生タラノメ(3)、野生チチタケ(1)	
	畜産物	14,946	_		
	水産物	222	4	イワナ(1)、ブラウントラウト(3)	
栃木県	牛乳·乳児用食品	139	_		
	野生鳥獣肉	140	6	イノシシ肉(5)、シカ肉(1)	
	飲料水	13			
	その他	47			
	小計	17,824	19	19	
	農産物	973	2	野生コシアブラ(1)、野生タケノコ(1)	
	畜産物	13,740			
	水産物	211	4	イワナ(1)、ワカサギ(2)、ヤマメ(1)	
群馬県	牛乳·乳児用食品	85		(1) > ±(10)	
	野生鳥獣肉	69	25	イノシシ肉(10)、ツキノワグマ肉(10)、ニホンジカ肉(5)	
	飲料水	17			原土とフルーがナ (A)
	その他	125	1	01	<u>原木シイタケ粉末(1)</u>
	小計	15,220	32	31	1
	農産物	1,276	—		
千葉県	畜産物	2,416	<u> </u>	**、ゴナ(2) ¬ /(2)	
	水産物	706	5	ギンブナ(3)、コイ(2) 	
	牛乳·乳児用食品	24			
	野生鳥獣肉	85			
	飲料水	9			
	その他	19	<u> </u>	<u>-</u>	
	小計	4,535	5	5	

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目		
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】	
	農産物	530	_			
	畜産物	3,280				
	水産物	598				
青森県	牛乳·乳児用食品	9				
	飲料水	1				
	その他	55				
	小計	4,473	0			
	農産物	691	1	野生ワラビ(1)		
	畜産物	12,386				
	水産物	1,187				
岩手県	牛乳・乳児用食品	326				
	野生鳥獣肉	26	2	クマ肉(2)		
1	その他	17				
<u> </u>	小計	14,633	3	3		
	農産物	208	2	野生ネマガリタケ(2)		
	畜産物	2,439				
秋田県	水産物	40				
	牛乳・乳児用食品	16				
	その他	9				
	小計 農産物	2,712	2	2 野生コシアブラ(1)		
	展生物 畜産物	721 9,237	1	野生コンアノブ(1)		
		29				
	牛乳·乳児用食品	11				
山形県	野生鳥獣肉	14				
	飲料水	3				
	その他	30				
	小計	10,045	1	1		
	農産物	556				
		1,961				
	水産物	54				
	牛乳·乳児用食品	12	_			
埼玉県	野生鳥獣肉	24				
	飲料水	53				
	その他	48				
	小計	2,708	0			
	農産物	159				
	畜産物	135	_			
	水産物	240				
東京都	牛乳·乳児用食品	41				
	飲料水	34				
	その他	26				
	小計	635	0			
	農産物	191				
1	畜産物	747				
神奈川県	水産物	112				
	牛乳·乳児用食品	77				
	飲料水	8				
	その他	19				
	小計	1,154	0			

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	会 只##	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
	食品群			【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	848	3	<u>野生コシアブラ(1)(※群馬県において流通)</u> 、野生コシアブ ラ(2)	
	畜産物	1,895			
	水産物	115			
新潟県	牛乳·乳児用食品	58			
4917/1971	野生鳥獣肉	45			
	飲料水	5			
	その他	66			
	小計	3,032	3	3	
	農産物	202	6	野生キハツタケ(1)、野生ショウゲンジ(4)、野生タマゴタケ(1)	
	畜産物	252			
	水産物	5			
山梨県	牛乳·乳児用食品	7			
	飲料水	46			
	その他	2	_		
	小計	514	6	6	
	農産物	688	11	野生コシアブラ(8)、野生ゼンマイ(1)、野生タラノメ(1)、野生 チチタケ(1)	
	畜産物	5,137		,,,,,,,	
	水産物	2			
長野県	牛乳・乳児用食品	12			
女 野宗	野生鳥獣肉	11			
	飲料水	25			
	その他	21	<u>_</u>		
	小計	5,896	11	11	
	(1.8)	3,090			
	農産物	168	5	野生アカモミタケ(1)、野生キハツタケ(1)、野生シロヌメリイグ チ(1)、野生ハナイグチ(2)	
	畜産物	798			
静岡県	水産物	67			
	飲料水	47			
	その他	32			
	小計	1,112	5	5	
	農産物	200	_		
	畜産物	14,160	—		
	水産物	389			
北海道	牛乳・乳児用食品	62			
	飲料水	1			
	その他	110			
	小計	14,922	0		
	農産物	8			
<u></u>	畜産物	85			
富山県	飲料水	1			
	その他	0	_		
石川県	小計	94	0		
	農産物	6			
	畜産物	2			
	水産物	2			
	その他	3			
	小計	13	0		
	農産物	4			
与 4-1-1	畜産物	17			
福井県	水産物	4			
	その他	1			
	小計	26	0		

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	10	_		
	畜産物	257			
4.0.0	水産物	2			
岐阜県	牛乳·乳児用食品	5			
	その他	0	_		
	小計	274	0		
	農産物	46	_		
	畜産物	680			
愛知県	水産物	3			
	その他	5			
	小計	734	0		
	農産物	5			
	畜産物	1,434	—		
三重県	水産物	5			
	野生鳥獣肉	2			
	その他	1			
	小計	1,447	0		
	農産物	37			
洗如用	畜産物	223			
滋賀県	飲料水 その他	10			
	・ 小計	4 274	0		
	農産物	102	U		
	畜産物	819			
	水産物	19			
京都府	飲料水	1			
	その他	13			
	小計	954	0		
	農産物	15	_		
	畜産物	43			
大阪府	水産物	3	_		
	その他	3	—		
	小計	64	0		
	農産物	26			
	畜産物	357			
	水産物	7			
兵庫県		1			
	飲料水	1			
	その他	4			
	小計	396	0		
	農産物 畜産物	21	_		
奈良県	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	42 2			
	<u>・小計</u>	65	0		
和歌山県	農産物	61			
	金星物 畜産物	95			
	水产物	13			
	野生鳥獣肉	54	_		
	その他	43			
	小計	266	0		
	農産物	3	_		
鳥取県	畜産物	537	—		
局 以乐	水産物	3	_		
	小計	543	0		

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	1	_		
	畜産物	3,300	—		
島根県	水産物	1			
	その他	1			
	小計	3,303	0		
	農産物	8	_		
岡山県	畜産物	533	_		
岡田东	水産物	1	_		
	小計	542	0		
	農産物	2			
	畜産物	120			
広島県	水産物	0			
ДШЖ	牛乳·乳児用食品	0			
	その他	2			
	小計	124	0		
	農産物	1			
山口県	畜産物	212			~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	その他	0			
	小計	213	0		
	農産物	226			
	畜産物	136			
4	水産物	31			
徳島県	牛乳・乳児用食品	21			
	飲料水	1			
	その他	41			
	小計	456	0		
	農産物	9			
香川県	畜産物	95			
省川宗	水産物 その他	1			
	・ 小計	•			
	農産物	1 06 23	0		
	畜産物	100			
	水産物	100			
愛媛県	牛乳·乳児用食品	12			
× MX /IN	飲料水	0			
	その他	4			
	小計	149	0		
	農産物	56			
	<u> </u>	2			
高知県	水産物	10			
IDIVHVIC	牛乳·乳児用食品	3			
	小計	71	0		
福岡県	農産物	8	_		
	畜産物	39			
	水産物	0	—		
	その他	6			
	小計	53	0		
	農産物	26			
佐賀県	畜産物	916	—		
	その他	1	_		
	小計	943	0		

平成26年10月13日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3)超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
	農産物	24	_		
	畜産物	261			
長崎県	水産物	16			
	その他	9			
	小計	310	0		
	農産物	29	_		
	畜産物	209			
熊本県	水産物	3			
	その他	8			
	小計	249	0		
	農産物	3	_		
	畜産物	126			
大分県	飲料水	1			
	その他	8			
	小計	138	0		
	農産物	17	_		
中林坦	畜産物	526	_		
宮崎県	その他	4	—		
	小計	547	0		
	農産物	21	_		
	畜産物	2,608			
鹿児島県	水産物	7			
	その他	14			
	小計	2,650	0		
	農産物	6	_		
沖縄県	畜産物	6			
冲縄乐	水産物	1	_		
	小計	13	0		
	農産物	66	1	野生チチタケ(1)(※茨城県において流通)	
	畜産物	175			
	水産物	93			
その他	牛乳·乳児用食品	1,113			
ての他	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	222	_		
	その他	3,790	—		
	小計	5,459	1	1	0
総計		175,605	276	264	12

※1: 平成25年度公表検査結果

総計:335,860件(基準値超過1,025件)

※2: 平成24年度公表検査結果(平成24年4月1日以降に採取された検体分(経過措置対象品目を含む)) 総計:278,275件(基準値超過2,372件(暫定規制値超過17件含む))

※3:平成24年3月31日以前に採取された検体(暫定規制値適用対象)の検査結果

総計:137,037件(暫定規制値超過1,204件)

※4:食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されています。 基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、

廃棄等の適切な措置が取られます。